

学 則

法人・団体の名称	社会福祉法人ぽぽんがぼん
開講目的	知的障がい者が地域で自立生活を送るために、社会参加をしていくことは重要なことであり、そのためにはガイドヘルパーの確保は必要不可欠である。 社会参加に伴う多様なニーズに応えることのできるガイドヘルパー、さらに、行動障がい有する方々の社会参加を支える行動援護従業者(ガイドヘルパー)を養成することを目的とする。
研修事業の名称	ぽぽんがぼん 行動援護従業者養成研修
実施場所 (住所も記載)	講義：ご自宅等で動画視聴(一部 Zoom による講義も選択可) 演習：社会福祉法人ぽぽんがぼん 会議室 〒567-0888 茨木市駅前1-4-14 エステート茨木駅前3階
研修期間	2週間 <動画視聴による講義10時間(定められた期間内で受講)+演習2日間>
研修カリキュラム	研修カリキュラムを参照
講師氏名及び担当 科目	講師・ファシリテーター一覧表(様式第3号)を参照
研修修了の認定方法 (補講対応含む)	認定方法：定められた期間内にすべての課程を修了した者を、修了者として認定する。 修了者には修了証明書を交付する。 補講対応： ①補講は、やむを得ない事由により遅刻、早退等があった者で、当該研修事業者の所定の研修科目において全科目の2分の1相当を上回り受講した者(補講による受講は除き、講義1科目を含む6科目以上を受講した者)に対し、未受講の科目について当該指定研修事業者の研修日程において行うこと。なお、やむを得ない事由については第三者による証明によるものとする。 ②演習については、やむを得ない事由により遅刻、早退等があった場合、その後の演習受講は認めず、演習の補講を行う場合は、演習全科目を一連で行うこと。なお、演習部分の補講は視聴覚教材の視聴による対応は認めない。 ③他の研修事業者が補講を認める場合で当該指定研修事業者の研修日程においてやむを得ず補講を受講できない者に対しては、修了した科目について、修了状況証明書により、修了状況を証明し交付すること。また、この場合に補講の申込みのあった研修事業者は、当該補講に対する必要な費用を徴収するとともに、申込者から上記により証明のある修了状況証明書を申請書とともに提出させ、未修了であった科目の修了をもって、修了証書を交付すること。なお、補講受講期間は当該研修受講の翌年度末までとする。ただし、研修カリキュラムが変更となった場合は、補講は認めず、再度の受講となる。この場合、補講受講期間内であれば、申込みのあった研修事業者は修了状況証明書を提出させ、他の申込者に優先して受講決定することとする。 ④①に定めるやむを得ない事由により遅刻、早退等があった者で、当該研修事業者の所定の研修科目において2分の1相当の受講が認められないが、次に行われる研修の申込

	期間が終了している場合においては、欠席状況証明書により欠席状況を証明し交付すること。また、この場合において次に行う研修事業者は、欠席状況証明書の交付を受けた者から申込期限終了後に受講の申し出があった場合は、欠席状況証明書を提出させることにより所定の申込期限に申込みがあったものと同様の取扱いとする。
開講時期	2024年6月17日～2024年6月30日
受講資格	全日程参加可能で行動援護従業者として行動援護事業所での従事を目指す、すでに従事することが確定している、又はすでに従事している、高校生以上の者
受講手続（募集要項等）	①受講希望者は指定の申込用紙に必要事項を記入し、ホームページの申込ページにて申し込む。ただし、定員に達した場合（先着順）は受付終了とする。また、受講生が6名に満たない場合は開講を中止とする。 ②受講者の決定を行い、受講決定を通知する。
受講料（補講料）等	20,000円（資料代、消費税含む） 支払い方法：指定口座への振込によるものとする。 また、補講の費用は、1講義・演習につき5,000円(税込)とする
使用テキスト	講師が作成した資料を使用する。
解約条件及び返金の有無	受講料振込後の解約は応じないものとする。また、受講料の返金ができないものとする。ただし、受講料振込前に事前連絡を受けたものに関し解約を認めるものとする。
受講者の個人情報の取扱い	受講者に関する個人情報については、円滑な講座運営を目的とした範囲内で利用し、それ以外にはこれを取り扱わないものとする。 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。
受講中の事故等についての対応	受講中の緊急的な事故に関しては、適時必要な医療措置を要請するものとする。
研修責任者名、所属名及び役職	氏名：太田吾郎 所属：社会福祉法人ぼぼんがぼん 役職：理事
研修事務担当者名、所属名及び連絡先	氏名：水上有加・福井加奈 所属：いばらき自立支援センターぼぼんがぼん 連絡先：072-623-9205
修了証明書を亡失・毀損した場合の取扱い	「養成研修修了証明書等の亡失・毀損時の取り扱いに関する要領」に基づき、修了証明書交付証明書を交付する。 発行に係る費用は1,000円とする。